

「プロジェクト・マネジメント実習科目」「プラクティカム科目」に関する申合せ

令和7年7月23日 改訂

この申合せは、大学院環境生命自然科学研究科博士前期課程の『プロジェクト・マネジメント実習科目』、博士後期課程の『プラクティカム科目』について、必要な事項を定めるものである。

(授業科目名等)

第1 授業科目名及び単位数は次のとおりとし、これら科目の総称を『プロジェクト・マネジメント実習科目』または『プラクティカム科目』とする。

『プロジェクト・マネジメント実習科目』のうち、研究科共通で開講している科目を【研究科共通開講科目】、特定の学位プログラムが開講している科目を【特定学位プログラム開講科目】とする。

『プロジェクト・マネジメント実習科目』【研究科共通開講科目】

授業科目名	単位数	対象
インターンシップ（短期）	1	国内外の企業や省庁・公的機関でのインターンシップ
インターンシップ（長期）	2	国内外の企業や省庁・公的機関でのインターンシップ
学会発表型実習	1	国内外での学会発表
海外学修（短期）	1	短期間の訪問型留学
海外学修（長期）	2	長期間の滞在型留学
実践実習（短期）	1	研究室の枠を越えた他の組織での実習
実践実習（長期）	2	研究室の枠を越えた他の組織での実習
探究型教育実践実習	1	教育現場（高校等）や関係機関での探究型授業や課題研究の指導補助

『プロジェクト・マネジメント実習科目』【特定学位プログラム開講科目】

授業科目名	単位数	対象
ソフトウェア開発実習	1	左記の授業科目履修
データサイエンス実習	1	
土木プラクティス I	1	
Architecture Workshop A	1	

『プラクティカム科目』

授業科目名	単位数	対象
プラクティカム	2	学会発表や企業インターンシップ、その他地域や世界のステークホルダーと協働する活動等

(単位修得方法)

第2 単位修得方法は以下によるものとする。

なお、下表において単位習得方法が授業履修となっている博士前期課程の授業科目については、学位プログラム専門科目と同様に、履修希望者が学務情報システム上において履修登録を行うものとする。

課程	科目区分	単位修得方法	備考
博士前期課程	プロジェクト・マネジメント実習科目 【研究科共通開講科目】	単位認定 (年2回)	
		授業履修	※探究型教育 実践実習
博士前期課程	プロジェクト・マネジメント実習科目 【特定学位プログラム開講科目】	授業履修	
博士後期課程	プラクティカム科目	単位認定 (年2回)	

(修得した単位の取扱い)

第3 『プロジェクト・マネジメント実習科目』、『プラクティカム科目』として修得した単位の、課程修了要件上の取扱いは、当該学生に適用される教育課程の定めるところによる。

なお、『プロジェクト・マネジメント実習科目』【研究科共通開講科目】については、課程修了要件単位数の範囲内で、同一科目の重複履修を認める（探究型教育実践実習を除く。）ものとし、『プロジェクト・マネジメント実習科目』【特定学位プログラム開講科目】、『プラクティカム科目』については、同一科目の重複履修を認めない。

(単位認定に必要な時間数等)

第4 『プロジェクト・マネジメント実習科目』【研究科共通開講科目】の単位認定にあたって必要な時間数等は、以下によるものとする。

- (1) 「インターンシップ (短期)、(長期)」は、指導教員による事前指導及び事前準備、事後報告等の時間を含め、「(短期)」は 45 時間の学修をもって1単位、「(長期)」は 90 時間の学修をもって2単位とすることを基準とする。

なお、学修時間に対する、指導教員の指導の下での国内外の大学・研究所等の研究機関、または企業・団体等における実践的活動で、本学指導教員及び研究機関、企業・団体等における受入れ担当者の監督下で行われた活動時間（以下、実践的活動時間という。）の割合は、学修時間の3分の2程度を目安とする。

- (2) 「学会発表型実習」は、指導教員による事前指導及び事前準備、事後報告等の時間を含め、45 時間の学修をもって1単位とすることを基準とする。

単位認定の対象とする学会発表は、以下の基準に基づくものとする。

1. 口頭発表及びポスター発表のいずれも対象とする。
2. 単独発表・連名発表を問わず、学生本人が発表した場合に限る。

(3) 「海外学修（短期）、（長期）」、「実践実習（短期）、（長期）」は、指導教員による事前指導及び事前準備、事後報告等の時間を含め、「（短期）」は 45 時間の学修をもって1単位、「（長期）」は 90 時間の学修をもって2単位とすることを基準とする。

(4) 複数の活動を合算して単位認定することは差し支えない。その場合、学修時間に対する、実践的活動時間の割合は、実践的活動時間の総時間により判断する。学生は、合算するすべての活動が終了した時点で単位認定の申請を行うこと。

但し、異なる授業科目にあたる活動を合算し、1つの授業科目として単位認定することはできない。

第5 『プラクティカム』の単位認定にあたって必要な時間数等は、指導教員による事前指導及び事前準備、事後報告等の時間を含め、90 時間の学修をもって2単位とすることを基準とする。

なお、令和7年4月1日以降のインターンシップ（短期）、学会発表型実習、海外学修（短期）及び実践実習（短期）の学修による単位認定にあたっては、2回（2度）の活動をもって2単位の学修を満たすものとする。

また、複数の活動を合算して単位認定することは差し支えない。その場合、学修時間に対する、実践的活動時間の割合は、実践的活動時間の総時間により判断する。学生は、合算するすべての活動が終了した時点で単位認定の申請を行うこと。

（単位認定の対象とする学会・実践的活動等）

第6 『プロジェクト・マネジメント実習科目』『研究科共通開講科目』において、単位認定の対象とする学会及び実践的活動時間は以下によるものとする。

(1) 「インターンシップ（短期）、（長期）」については、指導教員の指導の下、国内外の大学・研究所等の研究機関、または企業・団体等における実践的活動で、研究機関、企業・団体等における受入れ担当者の監督下で行われた活動時間とする。

(2) 「学会発表型実習」については、学生所属コースが適切と認めた、国内外で開催される学会とし、会期の長さ、開催地、主催者及び規模は考慮しない。

(3) 「海外学修（短期）、（長期）」については、指導教員の指導の下で参加した海外留学を対象とする。

(4) 「実践実習（短期）、（長期）」については、指導教員の指導の下で行った、研究室の枠を越えた他の組織での実習とする。

第7 『プラクティカム』において、単位認定の対象とする活動の内容は、上記インターンシップ、学会発表型実習、海外学修、実践実習を基準とする。

(成績評価)

第8 成績評価は以下のとおりとする。

- (1) 「探究型教育実践実習」 評点
- (2) (1)以外 「修了」又は「未修得」

(単位認定手続き)

第9 『プロジェクト・マネジメント実習科目』【研究科共通開講科目】(探究型教育実践実習を除く)及び『プラクティカム科目』は、学生からの申請に基づき年2回、学生所属コースにおける審査、学位プログラム会議の議を経て、学位プログラム長が単位認定の可否を決定するものとする。

- (1) 単位認定を希望する学生は、単位認定申請書に、学会等での発表、または研究機関、企業・団体等における実践的活動を確認できる証拠書類を添え、以下のとおり単位認定を申請する。

【提出先】 指導教員

【提出期限】前期の単位に算入希望：6月第3金曜日まで

後期の単位に算入希望：12月第3金曜日まで

- (2) 指導教員は、申請内容を確認し、単位認定申請書の指導教員欄に自署又は押印の上、指導学生分を取りまとめ、学位プログラム長又は副学位プログラム長(以下、コース長という)に提出する。
- (3) コース長は、学位プログラム会議の議を経て、単位認定結果を、所掌事務へ別紙に定める様式により報告する。
- (4) 所掌事務は、7月末までに報告があったものは前期開講科目の成績入力期限までに、1月末までに報告があったものは後期開講科目の成績入力期限までに認定結果を反映させる。
- (5) 結果の通知は、履修成績単位確認表への記載をもって代えることができる。
- (6) 単位認定が否決となった場合、コース長はその結果を学生の指導教員へ通知し、履修成績単位確認表への記載は行わないものとする。

第10 『プロジェクト・マネジメント実習科目』【特定学位プログラム開講科目】は、授業担当教員が、当該授業科目の履修者について、開講期の成績登録期限までに成績を登録する。

(その他)

第11 この申合せによる単位認定は、令和5年4月1日以降、申請学生が当該課程に在学中に開催された学会での発表、または研究機関、企業・団体等における実践的活動を対象とする。

第12 休学中の活動については、原則として単位認定の対象外とする。

附 則

この申合せは、令和7年7月24日から適用する。但し、改訂後の第6(2)の規定は令和7年10月1日以降の単位認定申請から適用する。